



許可番号 05910019357号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市東区津島屋三丁目208番地

氏 名 株式会社 不二産業

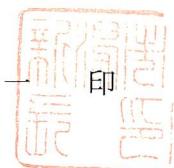
代表取締役 本間 洋士

優

良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八一



許可の年月日

令和5年 7月14日

許可の有効年月日

令和12年 7月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。）

（積替え保管を除く。）

燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（以上、10種類）

（積替え保管を含む。）

汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上、9種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地） 新潟県新潟市東区津島屋二丁目204番外

（面積） ① 37.5 m²、② 30 m²、③ 50 m²、④ 25 m²、⑤ 43.8 m²、⑥ 50 m²

（産業廃棄物の種類、保管上限および積み上げることができる高さ）

① 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：75 m³ 2m（屋内）

② 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：60 m³ 2m（屋内）

③ 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：100 m³ 2m（屋内）

④ 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：25 m³ 1m（屋内）

⑤ 汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：6 m³（屋内）

⑥ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）：100 m³ 2m（屋内）

(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字上往来 653 番 52
(面積) ① 79.2 m²、② 13.4 m²、③ 13.4 m²、④ 13.2 m²、⑤ 70 m²、⑥ 6.6 m²、⑦ 24 m²、⑧ 132 m²、⑨ 13.4 m²、⑩ 1 m²、⑪ 3 m²
(産業廃棄物の種類、保管上限および積み上げることができる高さ)
① 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 : 162 m³ 2.4m (高さは廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。)
② 木くず : 27 m³
③ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず : 21 m³
④ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 : 27.5 m³ 2.4m
⑤ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) : 140 m³ 2m
⑥ 廃プラスチック類 : 7.5 m³
⑦ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) : 48 m³ 2m
⑧ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) : 300 m³ 2.4m
⑨ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) : 21 m³
⑩ 汚泥、金属くず (以上、廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) に限る。) : 0.6 m³ (屋内)
⑪ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) : 5 m³ (屋内)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 7月 4日 新規許可
平成 8年 3月 15日 変更許可
平成 9年 9月 12日 商号変更
平成 10年 10月 28日 変更許可
平成 11年 7月 4日 更新許可
平成 12年 4月 26日 変更許可
平成 13年 4月 12日 変更許可
平成 16年 7月 4日 更新許可
平成 18年 1月 30日 積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成 21年 7月 21日 更新許可 (平成 18年 2月 16日環廃産発第 060216003 号に基づく許可年月日)
平成 26年 3月 6日 優良基準適合確認
平成 27年 3月 24日 積替え・保管場所の追加
平成 28年 8月 24日 更新許可 (平成 25年 3月 29日環廃産発第 13032910 号に基づく許可年月日)
優良基準適合認定
平成 29年 10月 23日 住所変更
平成 29年 10月 27日 水銀使用製品産業廃棄物の表記追加
令和 3年 5月 21日 変更届 (積替え・保管場所の変更)
令和 5年 1月 12日 変更届 (代表者変更)
令和 5年 7月 14日 優良基準適合認定・更新許可
(令和 2年 3月 30日環循規発第 2003301 号に基づく許可年月日)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年 7月 14日 更新許可)